

長崎県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

(福祉サービス第三者評価)

第1条 長崎県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第1条に規定する「福祉サービス第三者評価」とは、長崎県（以下「県」という。）が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、県が定める評価手法及び評価基準をすべて取り込んで行った福祉サービスの評価をいう。

(法人格)

第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。

(福祉サービス)

第3条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）
- (2) 介護保険法で規定される居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、及び介護予防支援として提供されるすべてのサービス
- (3) 県又は市町村が委託している、又は認証、届出、補助等で関与している社会福祉に関するサービス（ただし、社会福祉に関する連絡、助成、相談等のみを行う事業は除く。）

(取り消しの一定期間)

第4条 要綱第2条第3号に規定する「取り消しの日から一定期間」とは、3年とする。ただし、長崎県福祉サービス第三者評価推進会議第三者評価機関認証委員会において、審議のうえ期間を短縮することができるものとする。

(福祉サービス事業者)

第5条 要綱第2条第4号に規定する「福祉サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

(評価決定委員会の構成)

第6条 要綱第2条第4号に規定する「評価決定委員会」は、福祉に関する学識経験者、福祉サービス事業者、福祉サービス利用者の各1名以上から構成するものとする。

(組織運営管理業務を3年以上経験している者等)

第7条 要綱第2条第5号アに規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者、

又はこれと同等の能力を有していると県が認める者」とは、次に掲げる各号においていずれかの要件を満たすものをいう。

- (1) 社会福祉法人の役員、福祉サービス事業者の長（いずれも退職者を含む。）であつて、組織運営管理業務を3年以上経験している者
- (2) 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長（いずれも退職者を含む。）であつて、組織運営管理業務を3年以上経験している者
- (3) 民間企業の役員、企業内の部署を統括する監督者又は管理者（いずれも退職者を含む。）であつて、組織運営管理業務を3年以上経験している者
- (4) 上記各号のいずれかも経験年数が3年未満であるが、他と合算すると3年以上の経験を満たす場合で第1号、第2号又は第3号と同等の能力に相当すると認める者

(福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者等)

第8条 要綱第2条第5号イに規定する「福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者」とは、次に掲げる各号において、いずれかの要件を満たすものをいう。

- (1) 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有し、当該業務を3年以上経験している者
- (2) 福祉・医療・保健分野の大学・短期大学・専門学校で教員、講師、助手として3年以上教育・研究に専念している者
- (3) 福祉分野において、3年以上業務経験（指導検査業務、調査業務、相談業務等）を有し、業務を通じて福祉サービス現場での経験が豊富であり、熟知している者で、第1号又は第2号と同等の能力に相当すると認める者

(開示)

第9条 要綱第2条第7号及び第8号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰もが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

(代表者等が関係する福祉サービス事業者)

第10条 要綱第8条第2号アに規定する「代表者や理事、役員が関係する福祉サービス事業者」とは、評価機関の代表者や理事、役員等が所属する法人が経営するすべての施設、事業所をいう。なお、「所属」とは、代表者や理事、役員等であること。又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

2 県は、評価機関と福祉サービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的でない認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(評価機関が関係する福祉サービス事業者)

第11条 要綱第8条第2号イに規定する「評価機関が関係する福祉サービス事業者」

とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務等を受託して現在経営等に関係しているか又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

(評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者)

第12条 要綱第8条第2号ウに規定する「評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (2) 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- (3) 上記(1)(2)に類するすべての施設、事業所

(評価調査者自ら所属等で関係する福祉サービス事業者)

第13条 要綱第8条第3号アに規定する「評価調査者自ら所属等で関係する福祉サービス事業者」とは、評価調査者が現在所属する又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所をいう。なお、「所属」とは、代表者や理事、役員等であること又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

2 県は、評価調査者と福祉サービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的でないに認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(評価調査者自ら業務等で関係する福祉サービス事業者)

第14条 要綱第8条第3号イに規定する「評価調査者自ら業務等で関係する福祉サービス事業者」とは、評価調査者が、コンサルタント、会計事務、調理業務等を通じて現在経営等に関係しているか又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

(認証の取消)

第15条 要綱第12条第1項第4号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
- (2) 評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受けること
- (3) 守秘義務に違反すること
- (4) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと
- (6) 法令に違反すること
- (7) その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月11日から施行する。

この要領は、平成19年 3月20日から施行する。

この要領は、令和 元年 8月 1日から施行する。